

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることによって、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とすること。（第一条関係）

第二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰

一 性的姿態等撮影

1 (一)から(四)までのいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処するものとする。 （第二条第一項関係）

(一) 正当な理由がないのに、ひそかに、(1)又は(2)に掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為

(1) 人の性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る

。のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

(2) (1)に掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等がされている間における人の姿態

(二) 刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

(三) 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

(四) 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

2 1の罪の未遂は、罰するものとする。 (第二条第二項関係)

二 性的影像記録提供等

1 性的影像記録(一1)から(四)までに掲げる行為若しくは五1の行為により生成された電磁的記録その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部(対象性的姿態等(一1(四))に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は四1(四)に掲げる行為により四1(一)に規定する影像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録にあつては、性的姿態等)の影像が記録された部分に限る。)を複製したものを

いう。以下同じ。)を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処するものとする。 (第三条第一項関係)

2 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。 (第三条第二項関係)

三 性的影像記録保管

二の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処するものとする。 (第四条関係)

四 性的姿態等影像送信

1 不特定又は多数の者に対し、(一)から(四)までのいずれかに掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。 (第五条第一項関係)

(一) 正当な理由がないのに、送信されることの情を知らない者の対象性的姿態等の影像 (性的影像記録に係るものを除く。(二)及び(三)において同じ。)の影像送信 (電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。)をする行為

(二) 刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為

- (三) 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないと誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為
- (四) 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像（性的影像記録に係るものを除く。以下この(四)において同じ。）の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為
- 2 情を知って、不特定又は多数の者に対し、1(一)から(四)までのいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像の影像送信をした者も、1と同様とするものとする。 (第五条第二項関係)

五 性的姿態等影像記録

- 1 情を知って、四1(一)から(四)までのいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処するものとする。 (第六条第一項関係)
- 2 1の罪の未遂は、罰するものとする。 (第六条第二項関係)

六 国外犯

- 一から五までの罪は、刑法第三条の例に従うものとする。 (第七条関係)
- 第三 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収

- 一 第二の一1若しくは五1の罪の犯罪行為により生じた物を複写した物又は私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三条第一項から第三項までの罪の犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供し

た私事性的画像記録が記録されている物若しくはこれを複写した物等は、没収することができるものとする。
。（第八条第一項関係）

二 一による没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができるものとし、ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って保有するに至ったものであるときは、これを没収することができるものとする。 （第八条第二項関係）

第四 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等

一 通則

二の消去等の措置の対象となる「対象電磁的記録」を第二の一 1（一）から（三）までに掲げる行為により生成された電磁的記録に係る対象性的姿態等の影像を記録した電磁的記録等と定義し、六の消去等に係る裁判手続の特例の規定において秘匿措置等の対象となる「撮影対象者等」を第二の一 1（一）から（四）までに掲げる行為の対象とされた者等と定義するなどの定義規定の整備を行うこと。 （第九条関係）

二 消去等の措置

1 検察官は、その保管している押収物が（一）に掲げる物である場合において、当該押収物が対象電磁的記録を記録したものであるときは、三に定める手続に従い、（二）に掲げる措置をとることができるものとする。 （第十條第一項関係）

（一） 次に掲げる物

- (1) 第二の一(一)から(四)までに掲げる行為により生じた物若しくは第二の四(一)から(四)までに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録する行為により生じた物又はこれらを複写した物
- (2) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三条第一項から第三項までに規定する行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物又はこれらを複写した物等
- (3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する物

(二) 次に掲げる措置

- (1) 当該押収物に記録されている対象電磁的記録を全て消去すること。
- (2) 当該押収物に記録されている電磁的記録が大量であることその他の事由により当該押収物に記録されている全ての電磁的記録の内容を確認することができないため、(1)に掲げる措置をとることが困難であると認めるときは、当該押収物に記録されている電磁的記録を全て消去すること。
- (3) 技術的理由その他の事由により、(1)及び(2)に掲げる措置をとることが困難であると認めるときは、当該押収物を廃棄すること。

2 検察官は、その保管している押収物であつて1(一)に掲げるものが対象電磁的記録を記録したものでないときは、三に定める手続に従い、当該押収物を廃棄することができるものとする。 (第十条第二項関係)

3 検察官は、1に規定する場合において、1の対象電磁的記録が刑事訴訟法第二百十八条第二項又は第五百九

条第二項の規定により複写されたものであって、これらの項に規定する電気通信回線で接続している記録媒体に当該複写の対象とされた対象電磁的記録が記録されているときは、三に定める手続に従い、これらの電子計算機で当該対象電磁的記録の消去をする権限を有する者に対し、当該複写の対象とされた対象電磁的記録等の消去を命ずることができるとすること。（第十一条関係）

三 消去等の手続

1 検察官は、その保管している押収物について二1又は2による措置（以下「消去等措置」という。）をするときは、刑事訴訟法の規定による押収を解いた上、これを領置するものとする。 （第十二条関係）

2 刑事被告事件の係属する裁判所又は家庭裁判所が保管している押収物を検察官が領置する手続等について定めること。（第十三条関係）

3 検察官は、消去等措置をするときは、あらかじめ、とるべき措置の内容を明らかにして、その旨の決定（以下「消去等決定」という。）をしなければならないものとする。 （第十六条関係）

4 検察官は、消去等決定又は二3による命令（以下「消去命令」という。）をするときは、聴聞を行わなければならないものとし、聴聞手続に係る規定を整備すること。（第十七条関係）

5 二1(二)(2)又は(3)に掲げる措置に係る消去等決定をする場合において、権利者等から申出があるときは、1又は2により領置した物件（以下「対象領置物件」という。）に記録されている電磁的記録であつて対象電磁的記録ではないものを他の記録媒体に複写し、これを交付するものとする。 （第十八条関係）

四 消去等の実施等

1 消去等措置は、検察官が実施しなければならないものとし、消去等措置を実施することができる場合について定めること。（第二十二條及び第二十三條關係）

2 検察官が対象領置物件を還付すべき場合等について定めること。（第二十四條關係）

五 不服申立て等

1 消去等決定又は消去命令等（以下「処分等」という。）に不服がある者は、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の長に対して審査の申立てをすることができるものとし、当該審査の申立て及び裁決に係る手続等について定めること。（第二十六條から第三十一條まで關係）

2 処分等の取消しの訴えは、1の審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ、提起することができないものとし、当該取消しの訴え等に係る特例を定めること。（第三十三條及び第三十四條關係）

六 消去等に係る裁判手続の特例

処分等の取消しの訴え又は処分等に係る裁決の取消しの訴えの提起があつた場合における撮影対象者等の住所等の秘匿措置並びに訴訟記録の閲覧及び謄写の制限等について定めること。（第三十五條及び第三十六條關係）

七 雑則

検察官が、処分等又は処分等に係る裁決をするため必要があると認める場合における報告徴収等の調査権限に係る規定を整備すること。（第三十九條及び第四十條關係）

八 罰則

1 消去命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処するものとする。 (第四十三条関係)

2 三五の申出をするに当たり、虚偽の陳述をしたとき等においては、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処するものとする。 (第四十四条関係)

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、1又は2の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各罰金刑を科するものとする。 (第四十五条関係)

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則

一 この法律の施行期日について定めること。 (附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。 (附則第二条から第十七条まで関係)